

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	6-1
許認可等の種類	美容所の使用前検査			
根拠法令条例等・条項	美容師法第12条			
許認可等の概要	美容所の設備構造が美容師法で定める基準に適合する旨の確認			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 美容師である従業者が常時2人以上である場合は、管理者を置くこと。</li> <li>2 消毒設備を設けること。 <span style="float: right;">[ 以上、美容師法 ]</span></li> <li>3 床及び腰板には不浸透性材料を使用すること。</li> <li>4 洗場は、流水式であること。</li> <li>5 ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。</li> <li>6 美容を行う作業面の照度を100ルクス以上とすること。</li> <li>7 施設内の空気1リットル中の炭酸ガス量を5立方センチメートル以下に保つこと。 <span style="float: right;">[ 以上、美容師法施行規則 ]</span></li> <li>8 作業場及び待合所は、住居等と区画すること。</li> <li>9 作業場と待合所を区分すること。 作業場の面積が、9.9平方メートル(美容いすが2台を超えるときは、2台を超える1台ごとに3.3平方メートルを加えた面積)以上であること。 結髪のみを行う美容所にあつては、作業場の面積が、5平方メートル以上であること。</li> <li>10 作業場内に、従業者の手指及び器具を洗浄する設備を設けること。</li> <li>11 作業場内に、温水を供給できる洗髪設備を設けること。</li> <li>12 消毒した物品及び消毒していない物品それぞれの適当な格納場所を設けること。</li> <li>13 応急手当に必要な薬品等を適当な容器に収めて常備すること。 <span style="float: right;">[ 以上、美容師法施行条例 第4条 ]</span></li> </ol>			
基準の制定根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 美容師法(昭和32年6月3日法律第163号)</li> <li>・ 美容師法施行規則(平成10年1月27日厚生省令第7号)</li> <li>・ 美容師法施行条例(平成11年12月20日条例第49号)</li> </ul>			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	10日			
期間の制定根拠	—			